

提供年月日：平成 24 年(2012 年)7 月 4 日  
部局名：健康福祉部  
所属名：子ども・青少年局  
担当名：虐待・非行防止対策チーム  
担当者名：大久保  
内線：3551  
電話：077-528-3551  
E-mail：em00@pref.shiga.lg.jp

## 平成23年度滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について

平成 23 年度における 19 市町および県（中央、彦根）子ども家庭相談センター（以下「センター」という。）に寄せられた児童虐待に関する相談等の状況を別添のとおりとりまとめました。

なお、本県では、県内の相談状況の実態をより明らかにするため、市町とセンターの件数を合わせ、そこから市町とセンターが連携して支援・対応している件数を調整したものを平成 20 年度分から公表しています。



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

**市町とセンターを合わせた相談件数は 3,596 件  
対前年比 365 件（11.3%）の増加**

- ・市町 3,580 件 + センター 1,029 件 - 1,013 件（連携分） = 3,596 件  
※連携分とは、平成 23 年度中に市町とセンターが連携しながら支援・対応したケース。
- ・前年度からの継続ケースは 2,383 件（66.3%）、新規ケースは 1,213 件（33.7%）  
※3,231 件(前年度) - 848 件(支援終了) + 1,213 件(新規) = 3,596 件

- ◆ 児童福祉法改正により、平成 17 年 4 月から市町が第一義的に児童家庭相談を行い、センターは重篤事例の対応や市町への技術的援助・助言を行うこととなりましたが、本県では早い時期から、市町の要保護児童対策地域協議会の前身となる「児童虐待防止ネットワーク」が各市町に設置され、早期対応ができる体制が整えられてきました。

県においても、市町とセンターの役割分担の指針や、市町向け対応マニュアルの策定、スーパーバイザーの派遣、市町職員・保育士・教員等の関係職員研修の実施などを行ってきました。

また、これまでから、県と市町や関係機関が連携し、オレンジリボンキャンペーン（街頭啓発等）などに取り組み、児童虐待の早期発見等を県民に呼びかけてきたことで、児童虐待に対する社会全体の関心が高まってきています。

これらを背景に、様々なところで、早期発見が通告・相談に結びつき、関係機関による子どもや家族への支援につながってきています。

- ◆ **相談件数等の主な特徴**

- ① 平成22年度の3,231件より365件、対前年度比で11.3%の増加。
  - ② 子ども（18歳未満）人口100人あたり1.42件（前年度1.26件）。  
※県内の子ども人口：254,030人（平成23年10月1日現在、県推計人口）
  - ③ 虐待種別では、『保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）』の割合が約4割、『身体的虐待』と『心理的虐待』が各約3割弱。
  - ④ 年齢別では、『小学生』以下が全体の約8割。
  - ⑤ 主な虐待者では、実父母が全体の9割以上（実母が約7割）。
  - ⑥ 継続、長期化するケースが多数。【継続ケース 2,383件（66.3%）】
  - ⑦ 施設・里親への新規の入所・委託数は62件。殆どの子どもが在宅支援。
  - ⑧ センターでの虐待相談件数が1,029件と初めて1000件を超過。
- ※④～⑦は昨年度とほぼ同様の傾向。

※相談件数とは、通告を受けて、虐待と認知して、対応をしている実件数（子どもの人数）であり、通告を受けたが、認知しない件数は含まれない。

## ◆市町の状況

(1) 相談件数は3,580件で、前年度比111.7% (H22 3,206件)、児童福祉法改正により市町で相談統計を取り始めた平成17年度(1,473件)の約2.4倍に増加し、最も多くなっています。

(2) 相談状況は次のとおりです。

### ①虐待種別

- ・ 『**保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)**』が**全体の約4割**(42.6%)を占め、次いで、『**身体的虐待**』28.9%、『**心理的虐待**』27.7%、『**性的虐待**』0.9%となっています。
- ・ 前年度に比べて、『**保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)**』『**身体的虐待**』『**心理的虐待**』の相談件数が増加しています。
- ・ 前年度と比べた伸び率では『**心理的虐待**』が123.9%と、最も大きくなっています。

### ②年齢別

- ・ 『**小学生**』が**全体の約4割**(38.0%)を占め、次いで、『**3歳～学齢前児童**』24.1%、『**0～3歳未満**』16.7%の順となっています。
- ・ 前年度に比べて、いずれの年齢別の相談件数も増加していますが、伸び率では、『**小学生**』が117.5%と最も高く、次いで、『**中学生**』116.5%、『**高校生**』115.2%の順となっています。

### ③相談の経路状況

- ・ 『**市町(保健センター、福祉事務所等)**』(27.3%)、『**学校等**』(27.2%)が**それぞれ全体の約3割**を占め、次いで、『**その他(特に子ども家庭相談センター)**』13.4%、『**家族・親戚**』10.2%、『**保育所**』8.4%の順となっています。
- ・ 実績が100件以上ある相談経路の、前年度と比べた伸び率では、『**学校等**』120.1%、『**家族・親戚**』118.2%、『**その他**』116.7%の順となっています。

※注1:「学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等。

2:相談件数を考慮しない場合の伸び率は、『**子ども本人**』(10件、250%)、『**保健所**』(12件、200%)が高い。

### ④主な虐待者

- ・ 『**実母**』が**全体の約7割**(66.9%)を占め、次いで、『**実父**』25.4%の順となっています。

## ◆センターの状況

(1) 相談件数は1,029件で、前年度比107.1%(H22 961件)、児童虐待防止法施行の平成12年度(295件)の約3.5倍、平成2年度の統計開始以降、最も多くなり、初めて1000件を超えました。

(2) 相談状況は次のとおりです。

### ①虐待種別

- ・ 『**保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)**』が**全体の約4割**(39.9%)を占め、次いで、『**身体的虐待**』33.2%、『**心理的虐待**』23.8%、『**性的虐待**』3.0%となっています。
- ・ 前年度と比べた伸び率では、『**心理的虐待**』が132.4%と最も大きくなっています。

### ②年齢別

- ・ 『**小学生**』が**全体の4割**(40.0%)を占め、次いで、『**3歳～学齢前児童**』21.2%、『**0～3歳未満**』16.4%の順となっています。

- ・ 前年度に比べて、全ての年齢層で相談件数が増加しています。

### ③相談の経路状況

- ・ 『市町』が**全体の約 5 割** (48.7%) を占め、次いで、『学校等』 11.5%、『家族』 10.7%、『隣人・知人』 9.6%の順となっています。
- ・ 『警察等』が 50 件と、前年度から 25 件、200%の増となっています。

### ④主な虐待者

- ・ 『実母』が**全体の約 6 割** (61.8%) を占め、次いで、『実父』 27.9%の順となっています。

## (3) 通告件数および経路状況

- ・ 虐待ホットライン等により、直接、センターに通告があった件数は 492 件でした。その経路状況 (通告者・機関) は『隣人・知人』 (231 件) **からが最も多く、全体の約 5 割** (47.0%) を占めています。

※注：通告件数は、通告があった延件数で、虐待と認知しない件数も含む。

## (4) 立入調査

- ・ 立入調査は 0 件です。関係職員の専門性の向上等により、立入調査権限の行使に至ることなく、通告から 48 時間以内の子どもの安全確認や、必要な場合の一時保護が実施できています。

※注) 児童虐待防止法第9条  
都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(以下略)

## (5) 一時保護

- ・ **虐待による『一時保護件数』は 284 件**で、前年度比 103.3% (H22 275 件) と増加しました。
- ・ **虐待ケースの 1 人あたりの一時保護所での平均在所日数は 25.8 日**です。

※注) 児童福祉法第33条  
児童相談所長は、必要があると認めるときは、・・・児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。(以下略)

## (6) 施設入所等措置

- ・ 虐待相談に対応し、『児童福祉施設入所』や『里親委託』といった**社会的養護への措置を行った件数は 62 件、センターの相談件数全体の約 6%**です。
- ・ **強制入所の家庭裁判所への申し立て件数は 5 件**、承認件数は 6 件です。

※件数には年度繰り越し分を含む。

※注) 児童福祉法第28条  
保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者・・・の意に反するとき、都道府県は、・・・次の各号の措置を採ることができる。  
一 保護者が親権を行う者・・・であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。(以下略)

## ◆被措置児童等虐待の状況 (児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表)

- ・ 平成 23 年度の**被措置児童等虐待の通告は 0 件**でした。

※件数とは児童数のこと。

## ◆県の取り組み

平成22年3月に全面改定した滋賀県児童虐待防止計画に基づき、子どもの権利擁護の観点に立って、市町、関係機関・団体、県民と連携し、未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰や子どもの自立まで切れ目のない支援を行っています。また、相談・支援対応にあたる児童福祉司を増員するなど、子ども家庭相談センターの体制整備を図っています。

主な取り組みおよび今年度の新規事業は、以下のとおりです。

### (1) 未然防止

- ・ 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、年間を通じた地域・企業参画型のオレンジリボンキャンペーン（街頭啓発、出前講座等）により、児童虐待の通告義務、通告先、子どもに及ぼす影響などを県民に広報啓発することで、児童虐待防止の気運を高めていきます。また、**新聞・TV等の広報媒体を活用した広報啓発**を重点的に行います。
- ・ 子育て・女性健康支援センターとの連携により、乳幼児揺さぶられ症候群の防止に向けた研修会を開催します。

### (2) 早期発見・早期対応

- ・ 子ども家庭相談センターに保健師資格等を有する職員を配置し、市町の母子保健部局との連携による、子育てに不安を感じている妊産婦への支援や、乳幼児虐待への対応を進めます。
- ・ 市町への年間を通じたスーパーバイザー派遣や関係職員等への児童虐待防止研修などを通して、市町の児童家庭相談体制や要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。
- ・ 昨年度に引き続き、**相談ケース管理システムの整備や広報啓発といった市町の取り組みを支援して**、児童虐待の早期発見・早期対応ができる環境整備を進めます。
- ・ 子どもの養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、養育を行う子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の受入先を確保する等のため、平成22年度から実施している子どもと家族を守る家づくり事業の登録者の増加に引き続き取り組みます。

### (3) 保護・ケア

- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的な養育環境の下で養育される機会を増やすために、**里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進するための啓発**に取り組みます。

たすけてサインを見逃さないで、「もしや虐待ではないか」と思ったら、地元の市町か次のホットラインにご連絡ください。

- ・ **滋賀県虐待ホットライン（24時間対応） 077-562-8996**
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応） 0570-064-000

# 平成23年度 滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について

## 【県内の児童虐待相談件数】

平成23年度	平成22年度	伸び率
3,596 件	3,231	111.3%

(市町、子ども家庭相談センターの重複件数を除く。)

## 【市町】

### 1 年齢別虐待種別の状況

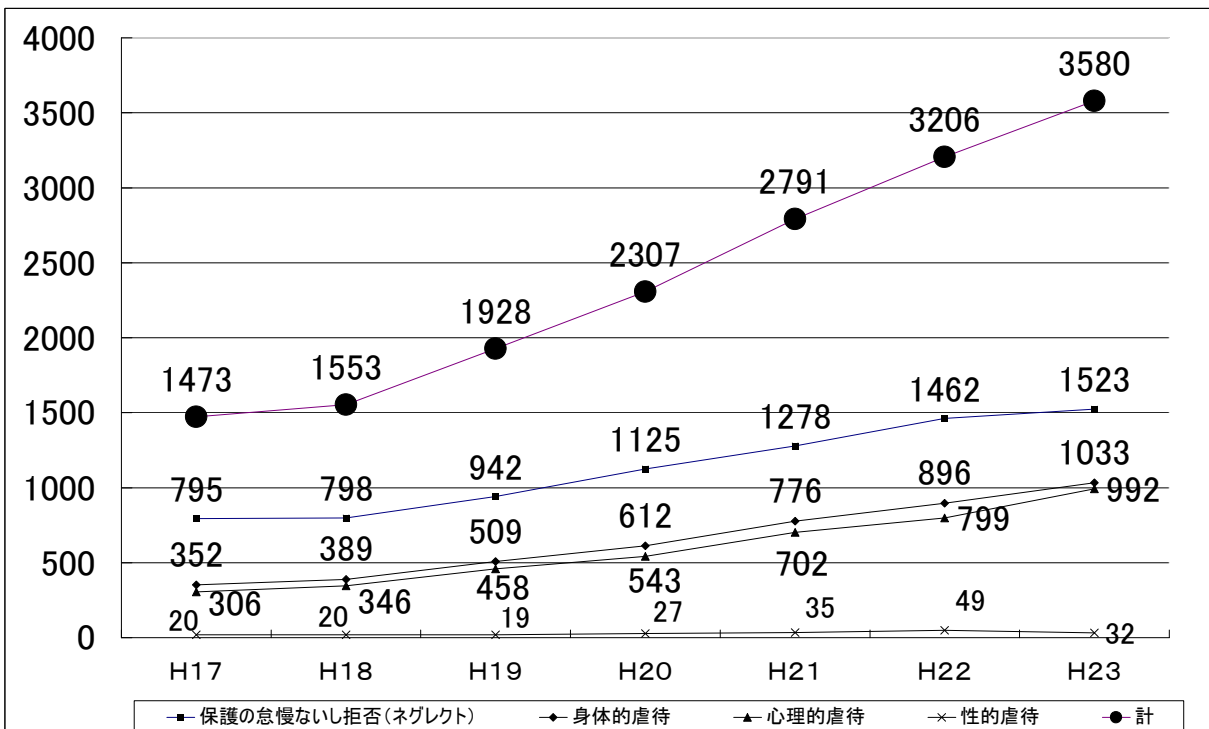
#### ①年齢別虐待種別の状況

虐待種別 年齢	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)			身体的虐待			心理的虐待			性的虐待			計		
	H22	H23	比	H22	H23	比	H22	H23	比	H22	H23	比	H22	H23	比
0～3歳未満	264	274	104%	119	137	115%	189	186	98%	1	1	100%	573	598	104%
3～学齢前児童	331	322	97%	269	285	106%	216	252	117%	7	5	71%	823	864	105%
小学生	530	558	105%	348	430	124%	258	363	141%	21	9	43%	1,157	1,360	118%
中学生	234	258	110%	110	126	115%	100	140	140%	12	7	58%	456	531	116%
高校生・その他	103	111	108%	50	55	110%	36	51	142%	8	10	125%	197	227	115%
計	1,462	1,523	104%	896	1,033	115%	799	992	124%	49	32	65%	3,206	3,580	111.7%

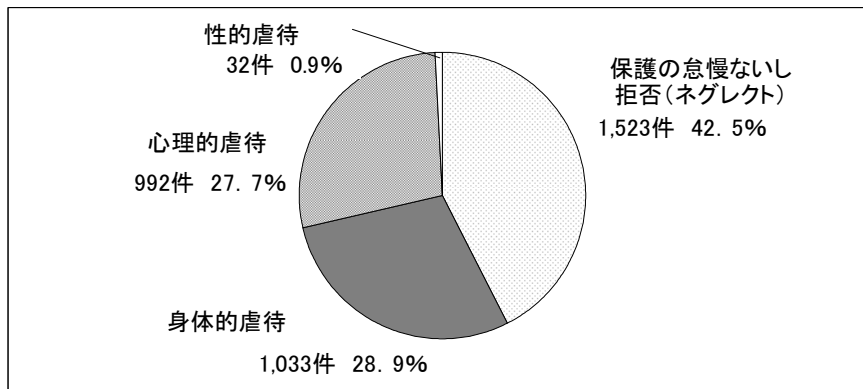
#### ②経年比較

虐待種別 年度	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	計
H17	795	352	306	20	1,473
H18	798	389	346	20	1,553
H19	942	509	458	19	1,928
H20	1,125	612	543	27	2,307
H21	1,278	776	702	35	2,791
H22	1,462	896	799	49	3,206
H23	1,523	1,033	992	32	3,580
H23占める割合	42.5%	28.9%	27.7%	0.9%	100.0%
伸び率(対H22)	104.2%	115.3%	124.2%	65.3%	111.7%

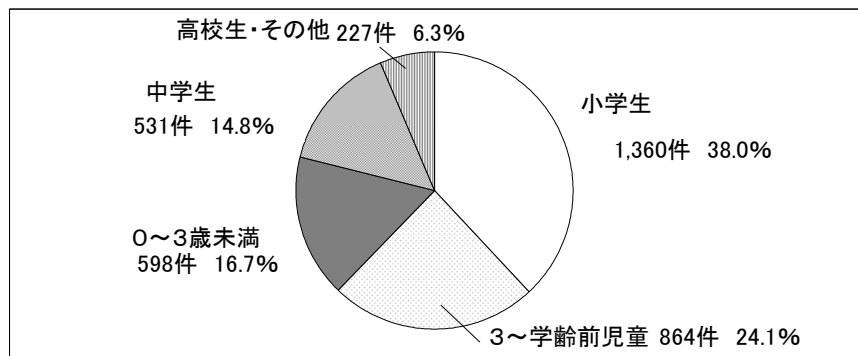
### 【虐待相談件数の推移】



【虐待種別の内訳(平成23年度)】



【被虐待児童の年齢別内訳(平成23年度)】



2. 虐待相談の経路状況

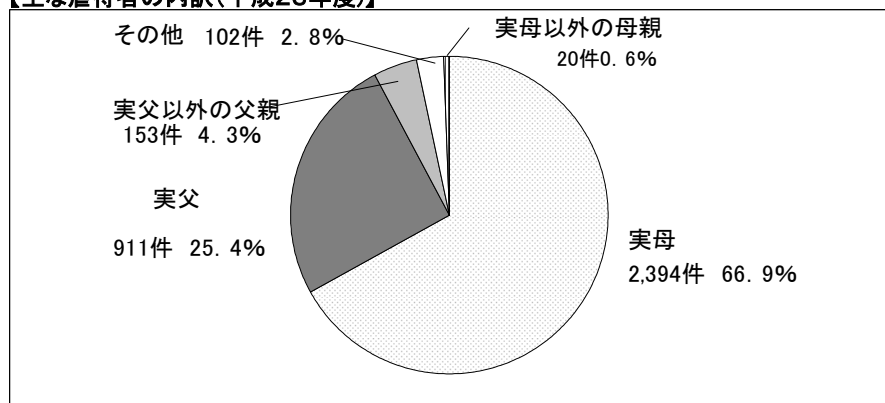
相談経路 年度	家族・親戚	隣人・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H22	308	188	4	905	76	6	78	301	45	71	812	412	3,206
H23	364	178	10	977	66	12	76	301	57	83	975	481	3,580
H23占める割合	10.2%	5.0%	0.3%	27.3%	1.8%	0.3%	2.1%	8.4%	1.6%	2.3%	27.2%	13.4%	100.0%
伸び率(対H22)	118.2%	94.7%	250.0%	108.0%	86.8%	200.0%	97.4%	100.0%	126.7%	116.9%	120.1%	116.7%	111.7%

※「学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等

3. 虐待相談の主な虐待者状況

虐待者 年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
H22	756	151	2,175	29	95	3,206
H23	911	153	2,394	20	102	3,580
H23占める割合	25.4%	4.3%	66.9%	0.6%	2.8%	100.0%
伸び率(対H22)	120.5%	101.3%	110.1%	69.0%	107.4%	111.7%

【主な虐待者の内訳(平成23年度)】



# 【子ども家庭相談センター】

## 1 虐待相談の状況

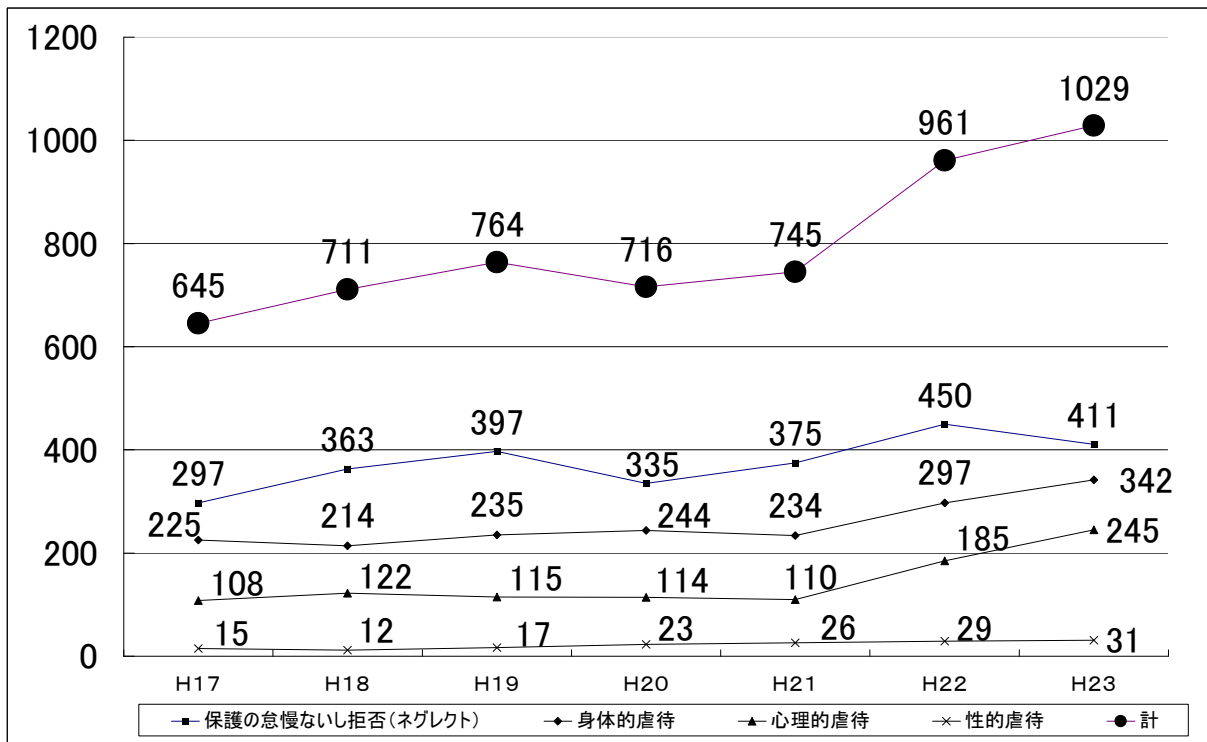
内容 年度	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	計
H17	297	225	108	15	645
H18	363	214	122	12	711
H19	397	235	115	17	764
H20	335	244	114	23	716
H21	375	234	110	26	745
H22	450	297	185	29	961
H23	411	342	245	31	1,029
H23占める割合	39.9%	33.2%	23.8%	3.0%	100.0%
伸び率(対H22)	91.3%	115.2%	132.4%	106.9%	107.1%

(参考)全国の虐待相談件数
34,472
37,323
40,639
42,664
44,211
56,384 (福島県除く)
(未公表)

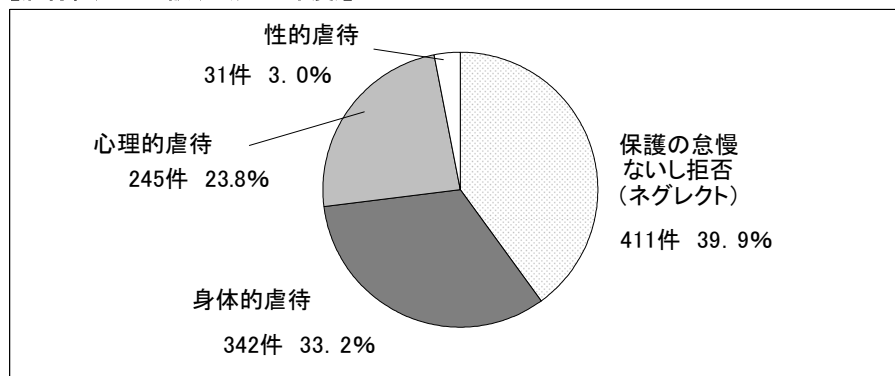
## 2 年齢別虐待種別の状況

虐待種別 年齢 年度	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)			身体的虐待			心理的虐待			性的虐待			計		
	H22	H23	比	H22	H23	比	H22	H23	比	H22	H23	比	H22	H23	比
0～3歳未満	74	72	97%	39	43	110%	39	52	133%	1	2	200%	153	169	110%
3～学齢前児童	99	90	91%	74	69	93%	31	58	187%	3	1	33%	207	218	105%
小学生	168	159	95%	129	154	119%	68	89	131%	15	10	67%	380	412	108%
中学生	78	60	77%	39	50	128%	27	32	119%	5	11	220%	149	153	103%
高校生・その他	31	30	97%	16	26	163%	20	14	70%	5	7	140%	72	77	107%
計	450	411	91%	297	342	115%	185	245	132%	29	31	107%	961	1,029	107.1%

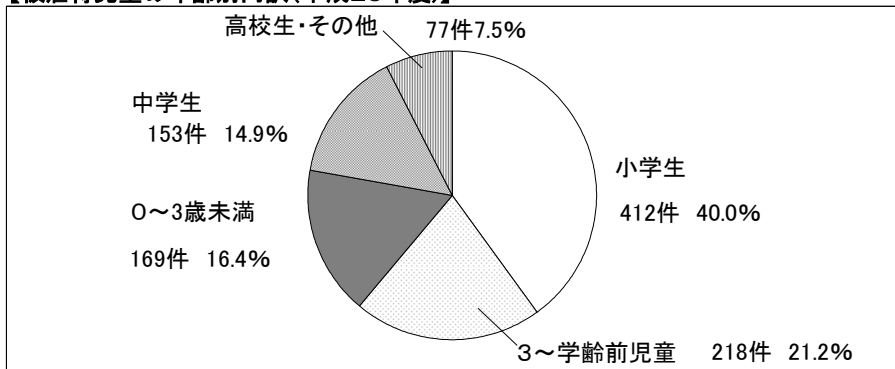
【虐待相談件数の推移】



【虐待種別の内訳(平成23年度)】



【被虐待児童の年齢別内訳(平成23年度)】



3 虐待相談の経路状況

相談経路 年度	家族	親戚	隣人・ 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H17	73	18	45	7	230	7	1	25	19	23	2	143	52	645
H18	80	11	39	6	348	5	1	19	7	28	3	110	54	711
H19	93	13	44	5	372	1	0	21	8	12	4	107	84	764
H20	79	8	13	8	430	0	1	15	7	19	0	88	48	716
H21	92	7	16	5	428	0	0	21	10	30	3	93	40	745
H22	122	12	108	8	484	0	0	46	11	25	1	105	39	961
H23	110	13	99	6	501	12	0	29	16	50	6	118	69	1,029
H23占める 割合	10.7%	1.3%	9.6%	0.6%	48.7%	1.2%	0.0%	2.8%	1.6%	4.9%	0.6%	11.5%	6.7%	100.0%
伸び率 (対H22)	90.2%	108.3%	91.7%	75.0%	103.5%	-	-	63.0%	145.5%	200.0%	600.0%	112.4%	176.9%	107.1%

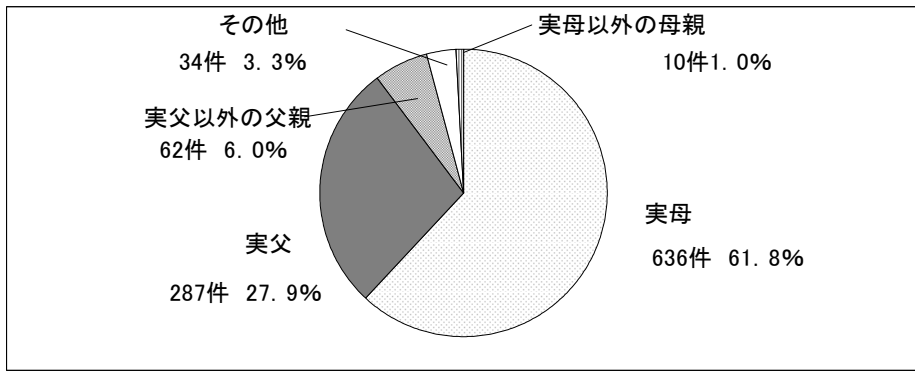
※「学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等

4 虐待相談の主な虐待者状況

虐待者 年度	実 父	実父以外 の父親	実 母	実母以外 の母親	その他	計
H17	153	32	418	5	37	645
H18	156	48	481	14	12	711
H19	156	56	516	15	21	764
H20	156	58	470	9	23	716
H21	197	50	469	10	19	745
H22	246	62	611	11	31	961
H23	287	62	636	10	34	1,029
H23占める 割合	27.9%	6.0%	61.8%	1.0%	3.3%	100.0%
伸び率 (対H22)	116.7%	100.0%	104.1%	90.9%	109.7%	107.1%



【主な虐待者の内訳(平成23年度)】



5 虐待通告の経路状況

通告経路 年度	家族	親戚	隣人・ 知人	市町	児童委員	保健所	医療 機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H22	27	2	231	40	0	0	45	13	35	1	79	35	508
H23	0	13	231	21	16	0	33	9	37	2	62	68	492
H22占める 割合	0.0%	2.6%	47.0%	4.3%	3.3%	0.0%	6.7%	1.8%	7.5%	0.4%	12.6%	13.8%	100.0%

※「通告件数」は通告後に虐待と認知しない件数も含む。

6 立入調査の状況

年度	内容	滋賀県	左の内、警察官の 同行を求めたもの	(参考)全国の立入調査件数
H17		17件(21名)	8件(9名)	243件
H18		8件(11名)	3件(3名)	238件
H19		2件(3名)	1件(1名)	199件
H20		4件(5名)	4件(5名)	148件
H21		0件(0名)	0件(0名)	148件
H22		0件(0名)	0件(0名)	202件
H23		0件(0名)	0件(0名)	(未公表)

(福島県除く)

※立入調査：児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条に規定

平成18年度より立入調査の統計の取り方を変更(立入調査命令はでていても、その権限を行使せずに安全確認ができた場合は含めない。)

7 一時保護件数

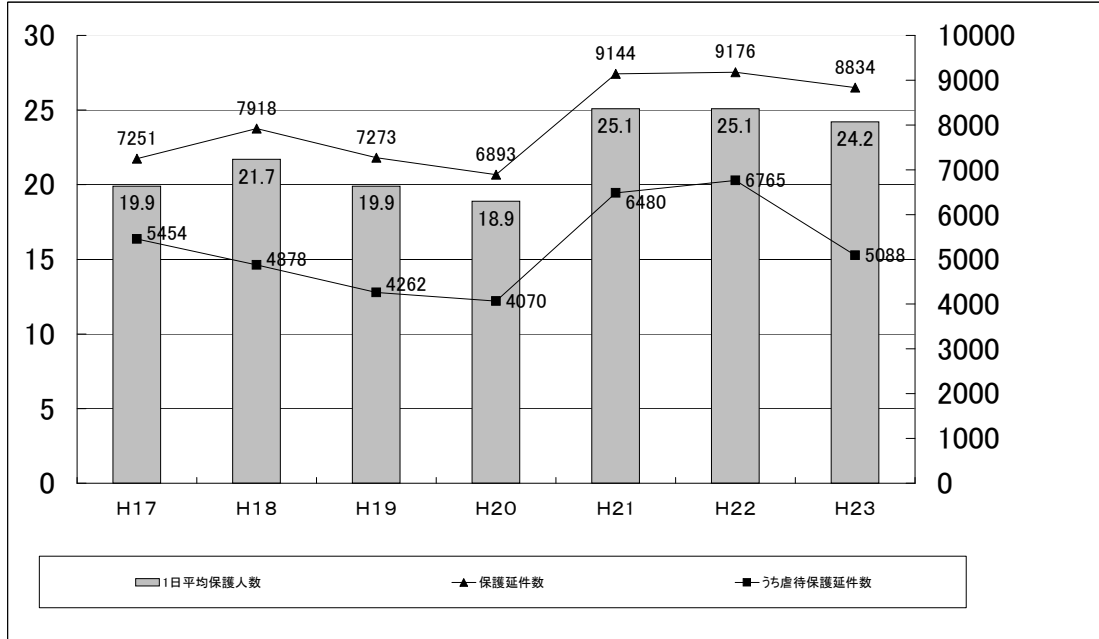
①一時保護の保護件数

年度	内訳		児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	情緒障害 児短期治 療施設	障害児関 係施設	里親委託	その他	合計 (件数、延件数)
	一時保護所 (件数、延件数)	一時保護委託 (件数、延件数)								うち虐待
H17	484 (7,251)	102 (1,606)	11	30	4	6	6	36	9	586 (8,857)
	318 (5,454)	66 (1,105)								384 (6,559)
H18	444 (7,918)	113 (3,154)	29	31	3	9	1	34	6	557 (11,072)
	247 (4,878)	60 (2,327)								307 (7,205)
H19	432 (7,273)	87 (3,017)	37	32	2	3	2	8	3	519 (10,290)
	175 (4,262)	49 (2,023)								224 (6,285)
H20	422 (6,893)	62 (1,456)	16	21	2	2	0	14	7	484 (8,349)
	194 (4,070)	37 (888)								231 (4,958)
H21	406 (9,144)	92 (1,911)	16	20	4	10	3	27	12	498 (11,055)
	252 (6,480)	54 (1,075)								306 (7,555)
H22	335 (9,176)	110 (2,011)	28	24	0	13	1	33	11	445 (11,187)
	218 (6,765)	57 (1,227)								275 (7,992)
H23	372 (8,834)	154 (2,933)	56	29	0	7	2	51	9	526 (11,767)
	197 (5,088)	87 (1,777)								284 (6,865)

②一時保護所の保護件数の年度別推移

年度	項目	保護実人数	保護件数		保護延日数		1人平均在所日数	1日平均保護人数	1日最高在所人数
			うち虐待	うち虐待					
H17		290	484	318	7251	5454	15.0	19.9	38
H18		267	444	247	7918	4878	17.8	21.7	35
H19		254	432	175	7273	4262	16.8	19.9	34
H20		264	422	194	6893	4070	16.3	18.9	30
H21		244	406	252	9144	6480	22.5	25.1	40
H22		254	335	218	9176	6765	27.4	25.1	39
H23		277	372	197	8834	5088	23.7	24.2	36

【一時保護所の保護件数の推移】



③一時保護委託の状況

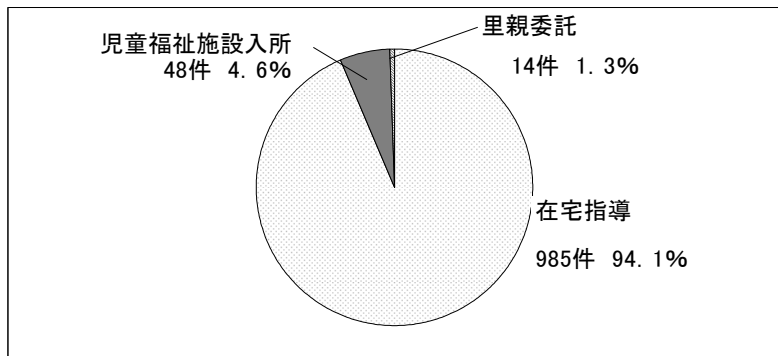
年度	保護件数		保護延日数		1人平均在所日数	1日平均保護人数
	うち虐待	うち虐待				
H22	110	57	2,011	1,227	18.3	5.5
H23	154	87	2,933	1,777	19.0	8.0

8 虐待相談の対応状況

年度	児童福祉施設入所	里親委託	在宅指導	計
H17	29	9	628	666
H18	53	4	669	726
H19	45	4	759	808
H20	40	5	697	742
H21	47	13	725	785
H22	56	6	906	968
H23	48	14	985	1,047

※ケースの中には複数の対応方法をとる場合があるため、「1虐待相談の状況」の件数と異なる。

【対応件数(平成23年度)】



9 強制入所措置の家庭裁判所への申し立て状況

年度	滋賀県の申し立て件数	承認件数	(参考)全国の申し立て件数
H17	7件	1件	176件
H18	9件	10件	185件
H19	7件	5件	235件
H20	5件	7件	230件
H21	13件	7件	230件
H22	10件	9件	255件 (福島県除く)
H23	5件	6件	(未公表)

※児童福祉法第28条に規定

当該年度内の承認件数のため、前年度に申し立て、年度を超え承認されたものも含む。

## 【被措置児童等虐待の状況(児童福祉法第33条の16に基づく公表)】

被措置児童等の権利擁護を図るため、平成20年の児童福祉法の一部改正により、平成21年4月より被措置児童等虐待の防止に向けた措置が規定されました。

これに伴い、児童福祉法第33条の16および同法施行規則第36条の30に基づき、平成22年度に本県において対応した被措置児童等虐待の状況を公表します。

**平成23年度の被措置児童等虐待の通告は0件でした。**

(参考)

### ◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告に対応し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

### ◆児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

### ◆児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

#### 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

#### 2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種